

新潟県条例第45号

新潟県住宅の屋根雪対策条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢化が進展している本県において、住宅の屋根雪下ろしに係る事故における死傷者に対し高齢者が高い割合を占めている現状に鑑み、積雪期において住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、所有者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、住宅の屋根雪対策を推進するために必要な事項を定めることにより、高齢者をはじめとする県民の生命に関わる住宅の屋根雪下ろしに係る事故をなくし、もって積雪期において県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分をいう。
- (2) 住宅の屋根雪 住宅の屋根における積雪をいう。
- (3) 住宅の屋根雪対策 住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するための県が講ずる施策又は県民、所有者等若しくは事業者が行う取組をいう。
- (4) 所有者等 県内において住宅を所有し、又は管理する者をいう。
- (5) 事業者 業として、住宅の設計若しくは新築、増築、改築若しくは改良を行う者又は融雪等を行う設備を製造する者をいう。
- (6) 克雪住宅 融雪等の措置が講じられた住宅をいう。
- (7) 空き家 住宅であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。
- (8) 空き家の屋根雪 空き家の屋根における積雪をいう。

(基本理念)

第3条 住宅の屋根雪対策は、県民及び所有者等が自主的かつ主体的に行うものであるという認識の下に県、市町村、県民、所有者等及び事業者が相互に連携し、及び協力することにより、行われることを基本としなければならない。

- 2 住宅の屋根雪対策は、住宅の屋根雪下ろしが転落等の危険を伴う作業であり、安全を確保する必要があるものであるという認識の下に行われることを基本としなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住宅の屋根雪対策に関する基本的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする。

- 2 県民は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の役割)

第6条 所有者等は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする。

- 2 所有者等は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、克雪住宅の普及を図るよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への支援及び協力)

第8条 県は、住宅の屋根雪対策の推進に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が実施する住宅の屋根雪対策に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(克雪住宅の普及)

第9条 県内において住宅を新築しようとする者は、当該住宅を克雪住宅とするよう努めるものとする。

- 2 住宅の所有者は、その県内において所有する住宅を克雪住宅とするよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定は、前2項に規定する住宅が当該住宅の所在する地域の積雪の状況からみて住宅の屋根雪下ろしを要しないと認められる場合については、適用しない。

- 4 県は、克雪住宅の普及の促進を図るため、克雪住宅に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保)

第10条 住宅の屋根雪下ろしを行おうとする者は、住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境が整備されるまでの間、住宅の屋根雪下ろしを行う際には、安全な作業に適した作業衣の着用、転落等の事故の発生を未然に防止するための器具の使用その他安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全に関する意識の啓発を図るため、必要な情報の提供、安全確保の状況の調査その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(空き家の屋根雪下ろし等に関する取組)

第11条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家について、空き家の屋根雪下ろしその他保安上必要な管理を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村と連携し、所有者等による空き家の屋根雪下ろしその他保安上必要な管理が適切に行われるようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、県民の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合として規則で定める場合には、市町村の求めに応じ、空き家の屋根雪下ろしその他必要な措置を講ずることができる。
- 4 前項の規定による措置に要する費用は、当該措置を講じた空き家を所有し、又は管理する者の負担とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。